



発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省 令〕

○大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

(文部科学二二)

○生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働八六)

〔法規的告示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件

(総務三一)

○大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示 (文部科学七二)

〔その他告示〕

○天皇后陛下は京都府及び大阪府に行幸啓になる件 (宮内庁一一)

○エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (外務三三二)

○レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件 (同三三三)

○ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三四)

○食糧援助に関する日本国政府とブルンジ共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三五)

○令和八年度の私立の大学の学部の収容定員を増加する学則の変更の認可の申請に係る期間を定める件 (文部科学七三)

○ホームレスの自立の支援等に関する基本方針の一部を改正する件 (厚生労働・国土交通九)

○特定水産資源 (すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいかぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ (東部太平洋条約海域) )に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件 (農林水産一三四一)

○保安林の指定をする件 (同一三四二一三五六)

○令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標 (経済産業一二八)

○道路に関する件 (関東地方整備局一九二、一九三)

○道路に関する件 (北海道開発局七六〇七八)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (岐阜県公安委一一)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (愛知県公安委二一)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (三重県公安委二八)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (京都府公安委一三四)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (兵庫県公安委一八一)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (岡山県公安委一一五)

○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があつたことの告示 (宮城県公安委八四)

〔人事異動〕

内閣府 最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示 (北海道労働局最低賃金公示一、宮城同一、埼玉同一、神奈川同一、兵庫同一、奈良同一、鳥取同一)

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 (法務省告示配九三)

〔公 告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

省令

○文部科学省令第二十二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第百四十二条の規定に基づき、大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月四日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学設置基準及び大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

（大学設置基準の一部改正）

第一条 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>153 〔略〕</p> <p>4 平成二十二年以降に期間（令和十三年度までの間の年度に限る。）を付して医学に関する学部（学科）に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。</p>	<p>153 〔同上〕</p> <p>4 平成二十二年以降に期間（令和十二年度までの間の年度に限る。）を付して医学に関する学部（学科）に係る収容定員を、七百二十人を超えて、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第四条第一項に規定する都道府県計画その他の都道府県が作成する医療に関する計画に記載された大学の入学定員及び編入学定員の増加により算出される収容定員の増加のみにより八百四十人までの範囲で増加する大学（次項及び附則第六項において「医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学」という。）の基幹教員数の算定については、別表第一に定める医学関係の基幹教員数は、収容定員が七百八十人までの場合にあつては百五十人、収容定員が八百四十人までの場合にあつては百六十人とし、かつ、文部科学大臣が別に定める基準に適合することとして、第十条の規定を適用する。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

第二条 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部（改正）  
（大学設置基準の一部改正）  
十二号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1.2 〔略〕</p> <p>3 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部（学科）に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までとの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和八年度に令和十三年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部（学科）に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>	<p>1.2 〔同上〕</p> <p>3 令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部（学科）に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までとの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。</p> <p>4 令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部（学科）に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則 この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（令和六年法律第四十三号）の施行に伴い、及び生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）第五条第二項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年九月四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>（法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者）</p> <p>第九条 法第五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、生活困窮者自立相談支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>

一〇五 (略)

六 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第五十九条第一項に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(前各号に該当するものを除く。)

七 (略)

一〇五 (略)

六 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成十九年法律第百二十二号)第四十条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人(前各号に該当するものを除く。)

七 (略)

附則  
この省令は、令和七年十月一日から施行する。

法規的告示

〇総務省告示第三百一十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和七年九月四日

総務大臣 村上誠一郎

政 党

代表者 会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

政党となった年月日

チームみらい 安野 貴博 安野 貴博

東京都港区南麻布二一八―二一

令和 七、二〇

〇文部科学省告示第七十二号

大学、短期大学及び高等専門学校に係る認可の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月四日

文部科学大臣 阿部 俊子

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(平成十五年文部科学省告示第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第三条</b> 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和八年度に令和十三年度までの期間を付して医学に関する学部の学科(以下「医学部」という。)に係る収容定員増を行うおうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学生定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行うおうとするものである場合に限り認可を行うことができる。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p><b>第三条</b> 文部科学大臣は、法第四条第一項の認可の申請のうち医師の養成に係る収容定員増に係る学則の変更の認可の申請については、令和七年度に令和十二年度までの期間を付して医学に関する学部の学科(以下「医学部」という。)に係る収容定員増を行うおうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学生定員等に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行うおうとするものである場合に限り認可を行うことができる。</p> <p>一・二 [同上]</p>

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学生定員等の合計数の見込みが九千四百二十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

3 [略]

附則

1・2 [略]

3 令和七年度において、医学部に係る入学生定員等に第三条第一項各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増(令和八年度に令和十三年度までの期間を付して行うものに限る。)に係る学則の変更の認可を受けようとする大学が行う当該認可の申請の審査に関しては、第一条第一項第三号及び第四号の規定は、適用しない。

4 [略]

附則  
この告示は、公布の日から施行する。

その他告示

〇宮内庁告示第十一号

天皇皇后両陛下は、科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(International Forum)第二十二回年次総会開会式及びオープニングセッションに御臨席並びに地方事情を御視察、併せて二〇二五年日本国際博覧会会場を御視察のため、十月四日から同月六日まで京都府及び大阪府へ行幸啓になる。

令和七年九月四日

宮内庁長官 西村 泰彦

〇外務省告示第三百三十二号

令和七年七月三十日にムババーネで、エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2 贈与額 二億円

署名者

日 本 側 志水史雄在エスワティニ大使

世界食糧計画側 アシユラフル・アミン在エスワティニ事務所代表

令和七年九月四日

外務大臣 岩屋 毅

〇外務省告示第三百三十三号

令和七年七月三十一日にマセドニア、レスト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1 協力の目的及び内容 食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

署名者

日 本 側 志水史雄在エスワティニ大使

世界食糧計画側 アシユラフル・アミン在エスワティニ事務所代表

令和七年九月四日

外務大臣 岩屋 毅

2 贈与額 二億円  
署名者  
日 本 側 志水史雄在レソト大使  
世界食糧計画側 エリオット・ヴルムク在レソト事務所代表  
令和七年九月四日  
外務大臣 岩屋 毅

3 署名者  
日 本 側 福島功在ブルンジ大使  
ブルンジ側 アルベール・シンギロ外務・開発協力大臣  
令和七年九月四日  
外務大臣 岩屋 毅

○外務省告示第三百三十四号

令和七年七月三十一日にブジュンブラで、ブルンジ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1 援助の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入  
2 贈与の限度額 四億円

○文部科学省告示第七十三号

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則(平成十八年文部科学省令第十二号)附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第七條第一項の規定に基づき、令和八年度の私立の大学の学部の収容定員(医学に関する学部の学科に係るものに限る。)を増加する学則の変更の認可の申請に係る文部科学大臣が定める期間を次のように定める。  
令和七年九月四日  
文部科学大臣 阿部 俊子

○厚生労働省告示第九号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十三号)の施行に伴い、及びホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成十四年法律第五号)第八條第一項の規定に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(令和五年厚生労働省・国土交通省告示第一号)の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。  
令和七年九月四日  
厚生労働大臣 福岡 資麿  
国土交通大臣 中野 洋昌

第3の1(4)中「第51条」を「第81条第1項」に改める。  
第3の2(2)中「第40条」を「第50条第1項」に改める。

○農林水産省告示第千三百四十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十五條第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号(特定水産資源(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域)に関する令和七管理年度における漁業法第十五條第一項各号に掲げる数量を公表する件)の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。  
令和七年九月四日  
農林水産大臣 小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域)に関する令和七管理年度(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ)にあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ(東部太平洋条約海域)にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 (略) 第五 するめいか 一・二 (略) 三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係) 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ(東部太平洋条約海域)に関する令和七管理年度(すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろ)にあっては令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和七年四月一日から翌年三月三十一日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和七年七月一日から翌年六月三十日まで、くろまぐろ(東部太平洋条約海域)にあっては令和七年一月一日から同年十二月三十一日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第15条第1項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四 (略) 第五 するめいか 一・二 (略) 三 大臣管理漁獲可能量(法第15条第1項第3号関係) 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
するめいか大 中型まき網漁 業	900
(略)	(略)

第六～第八 (略)

(単位：トン)

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
(略)	(略)
するめいか大 中型まき網漁 業	600
(略)	(略)

第六～第八 (略)

○農林水産省告示第千三百四十二号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和七年九月四日

○農林水産省告示第千三百四十三号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和七年九月四日

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、新潟県妙高市大字上平丸  
 字野口三〇六、三〇七、三〇九の一、三二四、  
 字花立九六三の二、九六五の一、九六五の二、  
 九六六から九六八まで、九六七の一、九八三か  
 ら九八六まで、九八八の一から九八八の四まで、  
 九八九から一〇〇〇まで、一〇〇〇の子、一〇  
 〇一の一から一〇〇一の三まで、一〇〇二から  
 一〇二五まで、一〇二六・一〇二七合併、一〇  
 二八から一〇三五まで、一〇三七から一〇三九  
 まで、一〇四〇の一、一〇四〇の二、一〇四二  
 の一、大字下平丸字花立六八〇一から六八〇六  
 まで、上越市名立区東飛山字下瀬ノ平九六八、  
 九六九、九七三、九七六から九七九まで、九八  
 三、九八五から九九〇まで、九九四、名立区瀬  
 戸字下毛仙納平一五二六、一五二九、一五三一、  
 一五三四、一五三五、一五三九から一五四一ま  
 で

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、鹿児島県志布志市有明町  
 伊崎田字小谷保八四六一の二、八四六五の四、  
 八四六六の三  
 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を鹿  
 児島県庁及び志布志市役所に備え置いて縦覧に供  
 する。

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を新  
 潟県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供す  
 る。

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、兵庫県宍粟市山崎町野々  
 上字上ノ山七九五の二(次の図に示す部分に限  
 る。)、字天神谷八〇一の四・八〇一の五・八〇  
 一の八・八〇一の一二(以上四筆について次の  
 図に示す部分に限る。八〇一の二、八〇一の三、  
 八〇一の六、八〇一の七、八〇一の九から八〇  
 一の一まで、八〇一の一八、八〇一の一九

二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 次の森林については、主伐は、択伐によ  
 る。  
 字上ノ山七九五の二、字天神谷八〇一の  
 二(次の図に示す部分に限る。)  
 2 その他の森林については、主伐に係る伐  
 採種を定めない。  
 3 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に  
 備え置いて縦覧に供する。  
 ○農林水産省告示第千三百四十五号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和七年九月四日

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、兵庫県宍粟市波賀町鹿伏  
 字清水二八四の一八(次の図に示す部分に限  
 る。)  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次の図)及び「次のとおり」は、省略し、そ  
 の図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に  
 備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千三百四十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和七年九月四日

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、福井県福井市灯豊町四〇  
 字瓦礫一五、四一字阻山谷一五の一  
 二 指定の目的 土砂の流出の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間  
 及び樹種 次のとおりとする。  
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福  
 井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供す  
 る。

○農林水産省告示第千三百四十七号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第  
 二十五条第一項の規定により、次のように保安林  
 の指定をする。  
 令和七年九月四日

農林水産大臣 小泉進次郎  
 一 保安林の所在場所、福井県南条郡南越前町糠  
 二一二字八幡壁二一の一、二六の一、三一の一、  
 三三二  
 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備  
 三 指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 1 主伐は、択伐による。  
 2 主伐として伐採をすることが出来る立木  
 は、当該立木の所在する市町村に係る市町  
 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の  
 ものとする。  
 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (次のとおり)は、省略し、その関係書類を福  
 井県庁及び南越前町役場に備え置いて縦覧に供す  
 る。



2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を長野県庁及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第千三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月四日

農林水産大臣 小泉進次郎

- 一 保安林の所在場所 大分県佐伯市弥生大字尺間字丸山九八四の一から九八四の五まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
    - (二) 次のとおりは、省略し、その関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

関東地方整備局長 橋本 雅道

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 四百六十八号
- (三) 道路の区域

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				

- (一) 幸手市大字上高野字慶作前二七七九番地先から同市大字上高野字慶作前二六八〇番地先まで
- (四) 図面縦覧場所 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

関東地方整備局長 橋本 雅道

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				

○経済産業省告示第百二十八号

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第四条第一項の規定に基づき、令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標を次のように定めたので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

令和七年九月四日

経済産業大臣 武藤 容治

令和七年度以降の五年間についての石油備蓄目標

一 備蓄の数量に関する事項

備蓄の数量は、石油（石油ガスを除く。以下同じ。）にあつては、国家備蓄は産油国共同備蓄の二分の一と合わせて我が国の石油の輸入量の九十日分（国際エネルギー機関（IEA）基準）程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油の消費量の七十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとし、石油ガスにあつては、国家備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の五十日分程度に相当する量を、民間備蓄は我が国の石油ガスの輸入量の四十日分に相当する量をそれぞれ下回らないものとする。

- 二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項
- 新たに設置すべき貯蔵施設は、石油にあつては、無しとし、石油ガスにあつても同様とする。

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所

四百六十八号 幸手市大字上高野字慶作前二七七九番地先から同市大字上高野字慶作前二六八〇番地先まで（ただし、関係図面は表示する部分のみ） 関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

供用開始の期日 令和七年九月四日

○北海道開発局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 二百二十九号
- (三) 道路の区域

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				

- (一) 北海道積丹郡積丹町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三三七五林班口小班から同町大字野塚町国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署三三七五林班口小班まで
- (四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 五号
- (三) 道路の区域

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				

- (一) 北海道磯谷郡蘭越町字田下一五六番六地先から同町字田下一五六番五まで
- (四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月四日

北海道開発局長 遠藤 達哉

- (一) 道路の種類 一般国道
- (二) 道路の線名 二百四十二号
- (三) 道路の区域

区	変更前	後別	敷地の幅員	延長
間				

- (一) 北海道足寄郡陸別町字利別川上原野基線西一番一から同町字利別川上原野基線西一番一まで
- (四) 図面縦覧場所 北海道開発局及び同局帯広開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第十二号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岐阜県公安委員会委員長 林 正子

一 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○愛知県公安委員会告示第二十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

愛知県公安委員会委員長 中尾 友紀

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○三重県公安委員会告示第二十八号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

三重県公安委員会委員長 吉田すみ江

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○京都府公安委員会告示第三百三十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

京都府公安委員会委員長 在田 正秀

一 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百八十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

兵庫県公安委員会委員長 津田 隆雄

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百一十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百一十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○岡山県公安委員会告示第百十五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

岡山県公安委員会委員長 内田 通子

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

一 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和四年十二月八日岡山県公安委員会告示第百七十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

○宮崎県公安委員会告示第八十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月四日

宮崎県公安委員会委員長 松山 昭

一 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで

二 特定抗争指定暴力団等

令和六年十月三十一日宮崎県公安委員会告示第百四号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）

変更前

指定の期限 令和七年九月七日まで

変更後

指定の期限 令和七年十二月七日まで



## 人事異動

### 内閣府

国立研究開発法人日本医療研究開発機構監事に任命する(各通)

小宮山 榮 牧 兼充  
今村 知明 大澤 彩 小野由美子

(會田由美子)  
柿沼 由佳 鹿野菜穂子 黒木 和彰

善如 悠介 中田華寿子 原田 大樹  
山本 穂彦

消費者委員会委員に任命する(各通)

石井 雅也 大槻 奈那 小野寺伸夫  
白井 智子

(栗田 智子)  
末松 則子 野村 修也 程 近智

松本 祐一 水口 剛 米原 あき  
依願資金等活用審議会委員に任命する(各通)

鈴木 洋子 松前江里子

独立行政法人国立公文書館監事に任命する(各通)  
(以上九月一日)

### 最高裁判所

高知家庭裁判所判事兼高知地  
方裁判所判事・高知簡易裁判

所判事 清水紀一郎

大阪家庭裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所判事に補する(八月二十九日)

## 皇室事項

### 行幸啓御日程

天皇皇后両陛下の京都府及び大阪府へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。

第一日 十月四日

皇居(正門) 御出門

東京駅御発

京都駅御着

京都大宮御所

京都府立植物園

お泊所 京都大宮御所

第二日 十月五日

国立京都国際会館

ザ・プリンス 京都宝ヶ池

桂離宮

お泊所 京都大宮御所

第三日 十月六日

二〇二五年日本国際博覧会会場日本館

同 国連バビリオン

同 国際機関館

同 いのちの未来

同 日本館

大阪国際空港御発 特別機

東京国際空港御着

還幸啓

### 御祝電

天皇陛下は、サンマリノの建国記念日につき、九月二日同国執政閣下へ御祝電を発せられた。

## 官庁報告

### 労働

#### 最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、北海道最低賃金(昭和55年北海道労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

北海道労働局長 村松 達也

第4号中「1時間1,010円」を「1時間1,075円」に改める。

宮城労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金(昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

宮城労働局長 松瀬 貴裕

第4号中「1時間973円」を「1時間1,038円」に改める。

埼玉労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、埼玉県最低賃金(昭和55年埼玉労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

埼玉労働局長 片淵 仁文

第4号中「1時間1,078円」を「1時間1,141円」に改める。

#### 附則

この決定は、令和7年11月1日から効力を生ずる。

神奈川労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、神奈川県最低賃金(昭和55年神奈川労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

神奈川労働局長 児屋野文男

第4号中「1時間1,162円」を「1時間1,225円」に改める。

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金(昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

兵庫労働局長 金成 真一

第4号中「1時間1,052円」を「1時間1,116円」に改める。

奈良労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、奈良県最低賃金(平成7年奈良労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

奈良労働局長 石崎 琢也

第4号中「1時間986円」を「1時間1,051円」に改める。

#### 附則

この決定は、令和7年11月16日から効力を生ずる。

鳥取労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づき、鳥取県最低賃金(昭和55年鳥取労働基準局最低賃金公示第1号)の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和7年9月4日

鳥取労働局長 山下 禎博

第4号中「1時間957円」を「1時間1,030円」に改める。

### 法務省告示配第九十三号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法律事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年九月四日 法務大臣 鈴木 馨祐

氏名 李 徳君

生年月日 千九百九十二年十月九日

## 公 告

### 諸事項

#### 建設業の許可の取消処分公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月4日

東北地方整備局長 西村 拓

- 処分をした年月日 令和7年8月6日
- 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社鑽エスール工業 小野寺美樹 福島県須賀川市八幡山153 国土交通大臣許可(般・特一03)第24617号
- 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(造園工業に関する特定建設業の許可)
- 処分の原因となった事実 令和7年8月6日付けで建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

**相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告**

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

**令和7年(家)第2044号**

山形県東田川郡庄内町狩川字大釜60番地  
申立人 梅津 昇  
本籍山形県東田川郡庄内町狩川字大釜60番地、最後の住所山形県東田川郡庄内町狩川字大釜60番地、死亡の場所山形県鶴岡市、死亡年月日令和5年10月19日、出生の場所山形県東田川郡狩川村、出生年月日大正15年1月23日、職業無職  
被相続人 亡 梅津文太郎  
事務所山形県酒田市東泉町4丁目12番地の8 藤井正寿法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 藤井 正寿  
催告期間満了日 令和8年4月10日  
山形家庭裁判所酒田支部

**令和7年(家)第20256号**

兵庫県宝塚市栄町2丁目1番1号  
申立人 ソリオ宝塚第一棟管理組合  
本籍兵庫県宝塚市川面5丁目43番地、最後の住所兵庫県宝塚市栄町2丁目1番1-E-904号、死亡の場所兵庫県宝塚市、死亡年月日令和6年9月18日昼頃、出生の場所兵庫県武庫郡良元村、出生年月日昭和25年3月12日、職業不詳  
被相続人 亡 春木 裕子  
兵庫県伊丹市西台1丁目2番11号C-3ビル6階 開心法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 細川 歓子  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
神戸家庭裁判所伊丹支部

**令和7年(家)第331号**

兵庫県姫路市城見台2丁目1111-379  
申立人 魚住 剛  
本籍兵庫県姫路市網干区坂出231番地12、最後の住所兵庫県揖保郡太子町糸井291番地1、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日令和7年6月12日、出生の場所兵庫県神戸市須磨区、出生年月日昭和40年4月26日、職業無職  
被相続人 亡 高井 達也

兵庫県姫路市北条1丁目285-10中はりま法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松前 拓士  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
神戸家庭裁判所龍野支部

**令和7年(家)第1064号**

奈良県桜井市大字粟殿597番地の7  
申立人 萩原 隆幸  
本籍奈良県桜井市大字粟殿597番地7、最後の住所奈良県橿原市雲梯町520番地の14、死亡の場所奈良県橿原市、死亡年月日令和7年1月22日、出生の場所福岡県福岡市南区、出生年月日昭和55年4月3日、職業飲食店経営  
被相続人 亡 杉本 真実  
奈良県奈良市大宮町7丁目1-33 奈良センタービルディング3階 大宮通り法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 國松 大悟  
催告期間満了日 令和8年4月2日  
奈良家庭裁判所葛城支部

**令和7年(家)第7071号**

山口県防府市寿町2番11号 吉幸Ⅱビル3階  
申立人 板村 憲作  
本籍山口県山口市秋穂東6894番地2、最後の住所山口県山口市秋穂東7732番地、死亡の場所山口県山口市、死亡年月日令和7年4月3日、出生の場所山口県吉敷郡秋穂村、出生年月日昭和11年12月11日、職業無職  
被相続人 亡 原田 文恵  
山口県防府市寿町2番11号 吉幸Ⅱビル3階 弁護士法人いたむら法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 板村 憲作  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
山口家庭裁判所

**令和7年(家)第1105号**

高知県高岡郡四万十町数神110番地  
申立人 西森 義信  
本籍高知県高岡郡四万十町数神58番地1、最後の住所高知市若草町1番12号、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日平成27年2月26日、出生の場所高知県高知市、出生年月日昭和33年12月30日、職業自営業  
被相続人 亡 西森 佳奈  
事務所高知市南はりまや町1丁目15番14号  
相続財産清算人 司法書士 山下 雄平  
催告期間満了日 令和8年3月27日  
高知家庭裁判所

**令和7年(家)第40216号**

北海道恵庭市京町1番地  
申立人 恵庭市長 原田 裕  
本籍山形県天童市大字窪野目285番地、最後の住所北海道恵庭市北柏木町1丁目25番14号、死亡の場所北海道札幌市清田区、死亡年月日平成29年1月28日、出生の場所満州国奉天省本溪県、出生年月日昭和20年9月10日、職業不詳  
被相続人 亡 結城 明徳  
事務所札幌市中央区南2条西10丁目1000-20 UGA札幌南2条ビル4階B阿部竜司法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 阿部 竜司  
催告期間満了日 令和8年4月12日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第40015号**

北海道室蘭市幸町1番2号  
申立人 室蘭市  
本籍北海道室蘭市小橋内町1丁目19番地、最後の住所北海道室蘭市舟見町1丁目8番1-303号、死亡の場所北海道室蘭市、死亡年月日令和7年1月6日、出生の場所北海道室蘭市、出生年月日昭和20年9月1日、職業無職  
被相続人 亡 本川智代枝  
事務所北海道室蘭市東町2丁目27番4号セミナービル3階 弁護士法人北海道みらい法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 葛生 翔  
催告期間満了日 令和8年3月25日  
札幌家庭裁判所室蘭支部

**令和7年(家)第2076号**

山形県南陽市池黒1520番地の41  
申立人 加藤 臣和  
本籍山形県米沢市大町1丁目3番、最後の住所山形県上山市金谷字下河原1370番地二本松会かみのやま病院、死亡の場所山形県上山市、死亡年月日令和7年5月19日、出生の場所山形県米沢市、出生年月日昭和37年6月12日、職業無職  
被相続人 亡 齋藤 義美  
事務所山形市旅籠町1丁目1番14号301号室  
相続財産清算人 司法書士 加藤 臣和  
催告期間満了日 令和8年4月6日  
山形家庭裁判所

**令和7年(家)第2047号**

山形県酒田市引地字宅地85番地  
申立人 株式会社農園貞太郎  
本籍山形県酒田市引地字宅地81番地、最後の住所山形県酒田市引地字宅地81番地、死亡の場所山形県酒田市、死亡年月日令和6年9月29日、出生の場所山形県飽海郡内郷村、出生年月日昭和21年5月26日、職業不明  
被相続人 亡 佐藤 實  
事務所山形県酒田市曙町1丁目2番5号 モア・ステージ10D 仲野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 仲野 純一  
催告期間満了日 令和8年4月13日  
山形家庭裁判所酒田支部

**令和7年(家)第3045号**

千葉県野田市岩名2丁目16番地3  
申立人 市村 一成  
本籍茨城県桜川市真壁町下谷貝459番地3、最後の住所茨城県桜川市真壁町下谷貝459番地7、死亡の場所茨城県桜川市、死亡年月日令和6年10月28日、出生の場所満州国錦州省吐黙特中旗北票街、出生年月日昭和19年1月9日、職業無職  
被相続人 亡 市村 勝男  
事務所茨城県下妻市大園木2839番地1 大建ビル2階つくばね法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 飯塚 夏樹  
催告期間満了日 令和8年3月31日  
水戸家庭裁判所下妻支部

**令和7年(家)第20090号**

栃木県宇都宮市南大通り4丁目1番3号  
申立人 竹内 久枝  
本籍栃木県宇都宮市宿郷1丁目2番、最後の住所栃木県宇都宮市宿郷1丁目2番3号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年8月26日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和12年9月28日、職業無職  
被相続人 亡 齋藤 キヨ  
事務所栃木県宇都宮市駅前通り1丁目4番6号トナリエ宇都宮 アディーレ法律事務所宇都宮支店  
相続財産清算人 弁護士 水野 雄貴  
催告期間満了日 令和8年4月3日  
宇都宮家庭裁判所

**令和7年(家)第20072号**

群馬県前橋市滝窪町575番地3

申立人 南雲二三雄

本籍群馬県前橋市小坂子町1899番地5、最後の住所群馬県前橋市茂木町854番地バルクアイリス、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和4年11月18日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和32年2月19日、職業不詳被相続人 亡 須藤 章一

群馬県高崎市本町172坂本正樹法律事務所

相続財産清算人 坂本 正樹

催告期間満了日 令和8年3月27日

前橋家庭裁判所

**令和7年(家)第2052号**

群馬県館林市赤生田町1946番地の1

申立人 田部井秀子

本籍群馬県邑楽郡板倉町大字飯野846番地、最後の住所群馬県邑楽郡板倉町大字飯野846番地、死亡の場所栃木県佐野市、死亡年月日令和4年5月4日、出生の場所栃木県足利郡富田村、出生年月日昭和14年4月4日、職業不明

被相続人 亡 川島美智子

事務所群馬県前橋市新前橋町1-35法律事務所コスモス

相続財産清算人 弁護士 吉野 晶

催告期間満了日 令和8年3月23日

前橋家庭裁判所太田支部

**令和7年(家)第510号**

埼玉県草加市中央2丁目13番5-504号

申立人 松木 久枝

本籍埼玉県草加市稲荷3丁目402番地、最後の住所埼玉県草加市稲荷3丁目1番17号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和4年3月26日、出生の場所千葉県香取郡小見川町、出生年月日昭和22年11月8日、職業自営業

被相続人 亡 石田 宏

事務所埼玉県吉川市木売1丁目5番地3吉川情報サービスセンター5階吉川総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 森山 健次

催告期間満了日 令和8年3月23日

さいたま家庭裁判所越谷支部

**令和7年(家)第30209号**

東京都千代田区麹町5丁目2番地1

申立人 日本債権回収株式会社

本籍千葉県松戸市常盤平3丁目25番地、最後の住所千葉県松戸市常盤平双葉町12番地の2、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成19年1月21日から31日までの間、出生の場所神奈川県三浦郡逗子町、出生年月日昭和16年2月13日、職業不明

被相続人 亡 今井 正弘

事務所千葉県野田市市山崎1687 グランテージ106 野田けやき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松澤 英司

催告期間満了日 令和8年4月20日

千葉家庭裁判所松戸支部

**令和7年(家)第71659号**

三重県尾鷲市野地町2-14

申立人 下村 榮子

本籍東京都北区西ヶ原1丁目114番地、最後の住所東京都北区田端3丁目4番12-402号メゾンクレール、死亡の場所三重県尾鷲市、死亡年月日令和7年1月21日、出生の場所三重県北牟婁郡尾鷲町、出生年月日昭和15年5月2日、職業会社役員

被相続人 亡 下村 基夫

事務所東京都中央区八丁堀3丁目26番9号VORT八丁堀11階 弁護士柴田幸一郎法律事務所

相続財産清算人 弁護士 柴田幸一郎

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

**令和7年(家)第71742号**

東京都世田谷区松原6丁目3番5号

申立人 一般財団法人世田谷トラストまちづくり

本籍北海道札幌市中央区南五条西10丁目1013番地、最後の住所東京都世田谷区若林2丁目7番8号プレシャス若林104、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日推定令和6年8月12日、出生の場所東京都東京市世田谷区、出生年月日昭和10年10月11日、職業無職

被相続人 亡 武田 寛子

事務所東京都千代田区丸の内2丁目4番1号丸の内ビルディング11階1111区 丸ビル総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 関谷 文隆

催告期間満了日 令和8年3月31日

東京家庭裁判所

**公示催告**

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

**令和7年(ハ)第33号**

東京都港区三田3丁目5番27号

申立人 日本板硝子株式会社

代表者代表執行役 細沼 宗浩

申立人代理人弁護士 浦中 裕孝

同 泉 篤志

同 上西 拓也

同 小林 郁也

権利を争う旨の申述の終期 令和7年11月26日

令和7年8月7日 東京簡易裁判所

(別紙) 目録

船荷証券(英文) 3通

船荷証券番号 PASU5160806470

船舶の名称 QING YUN HE

船舶の番号 664W

運送品の種類 極薄フロートガラス

運送品の重量 135470.000KGS

荷送人の商号 日本板硝子株式会社

荷受人 荷送人の指図による

通知先 ANHUI LUMITO ELEC

TRONIC MATERIALS CO.,

LTD.

船積港 大阪港、日本

陸揚港 南京港、中国

発行者 Shanghai PANASIA

Shipping Co., Ltd.

発行した船荷証券の通数 3通

作成地 東京

作成年月日 2024年9月13日

運送賃 運送賃前払い

最終所持人 申立人

**失踪に関する届出の催告**

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

**令和6年(家)第3005号**

北海道札幌市西区八軒五条西10丁目1-67

申立人 佐藤 雅央

本籍東京都あきる野市小中野100番地、最後の住所東京都羽村市小作台3丁目13番地10不在者 佐藤 喜男  
昭和20年3月31日生

届出期間満了日 令和7年12月26日

東京家庭裁判所立川支部

**令和6年(家)第2360号**

静岡県富士市神谷639番地の1

申立人 笹原 敏生

本籍静岡県沼津市下香貫島郷2496番地、最後の住所名古屋市長東区石が根町74番地中電藤森寮101号不在者 笹原 淳貴  
平成元年5月8日生

届出期間満了日 令和8年1月5日

名古屋家庭裁判所

**令和7年(家)第2614号**

広島県三次市布野町上布野1612番地

申立人 高尾イツコ

本籍広島県三次市作木町大畠251番地、最後の住所大阪府茨木市宇野辺1丁目2番815号不在者 中村 幹男  
昭和24年11月28日生

届出期間満了日 令和7年12月23日

大阪家庭裁判所

**令和7年(家)第10169号**

和歌山県紀の川市桃山町最上1094番地

申立人 玉置 実子

本籍和歌山県紀の川市桃山町最上1085番地、最後の住所和歌山県紀の川市桃山町最上1094番地不在者 玉置 傳三  
大正12年8月1日生

届出期間満了日 令和7年12月18日

和歌山家庭裁判所

**令和7年(家)第201号**

沖縄県島尻郡南風原町字兼城683番地12 仲里ビル3-A

申立人 佐久川 聡

本籍沖縄県浦添市字城間634番地、最後の住所不明不在者 比嘉美代子  
昭和20年10月5日生

届出期間満了日 令和7年12月26日

那覇家庭裁判所

**令和7年(家)第3510号**

東京都武蔵野市吉祥寺東町3-5-1-704  
申立人 小澤 水絵  
本籍東京都中野区白鷺2丁目814番地、最後の住所東京都練馬区南大泉6丁目11番9号  
不在者 中村 謹也  
昭和10年9月26日生  
届出期間満了日 令和8年1月7日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第2629号**

富山市大栗54番地8  
申立人 大塚 洋子  
本籍富山県富山市月岡町2丁目60番地、最後の住所富山市大栗54番地8  
不在者 大塚 昭久  
昭和15年6月25日生  
届出期間満了日 令和7年12月26日  
富山家庭裁判所

**令和7年(家)第585号**

埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目3番18号  
関本ビル池田法律事務所  
申立人 弁護士 池田 健司  
国籍タイ王国、最後の住所埼玉県大宮市上小町1440番地の2藤屋アパート105号  
不在者 セーリム、ギムヨン  
西暦1955年1月1日生  
届出期間満了日 令和7年12月25日  
さいたま家庭裁判所

**令和7年(家)第1093号**

千葉県松戸市上本郷1480番地の8  
申立人 櫻井まゆ美  
本籍愛知県西尾市細池町沖田105番地、最後の住所東京都荒川区尾久町上尾久1880番地  
不在者 木村 すゑ  
明治32年11月28日生  
届出期間満了日 令和7年12月22日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第2676号**

福岡県北九州市八幡東区尾倉1丁目8番12号  
申立人 井浦美貴子  
本籍福岡県北九州市八幡東区大字尾倉1860番地、最後の住所不明  
不在者 井浦 福代  
昭和11年9月24日生  
届出期間満了日 令和7年12月22日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第5180号**

兵庫県西宮市青木町5番19-305号  
申立人 木原佳代子  
本籍不明(元本籍香川県那珂郡本島ノ内笠島浦82番戸主藤井久平)、最後の住所不明  
不在者 松下 フサ  
安政6年2月7日生  
届出期間満了日 令和7年12月18日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第5181号**

兵庫県西宮市青木町5番19-305号  
申立人 木原佳代子  
本籍東京市京橋区川口町、最後の住所不明  
不在者 松下 康造  
明治14年10月1日生  
届出期間満了日 令和7年12月22日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第6394号**

横浜市戸塚区上品濃1番18-318号  
申立人 嵯峨恵美子  
本籍北海道札幌市中央区南三条西3丁目9番地、最後の住所不明  
不在者 嵯峨 一  
昭和5年6月17日生  
届出期間満了日 令和7年12月24日  
東京家庭裁判所

**失踪宣告****令和7年(家)第42号**

本籍広島県福山市幕山台6丁目10番、最後の住所広島県福山市幕山台6丁目10番5号  
不在者 内園 桂子  
昭和19年11月14日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
広島家庭裁判所福山支部裁判所書記官

**令和6年(家)第5035号**

本籍福岡県筑後市大字井田66番地1、最後の住所福岡県筑後市大字井田66番地1  
不在者 江崎 光代  
昭和19年5月25日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
福岡家庭裁判所八女支部裁判所書記官

**令和6年(家)第50号**

本籍沖縄県宮古島市伊良部字前里添359番地5、最後の住所沖縄県宮古島市伊良部字前里添359番地5  
不在者 糸満 フミ  
昭和2年9月5日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
那覇家庭裁判所平良支部裁判所書記官

**令和6年(家)第845号**

本籍青森県青森市大字細越字栄山340番地1、最後の住所青森県青森市大字細越字栄山340番地1  
不在者 木村 義徳  
昭和48年9月20日生  
令和7年8月16日失踪宣告審判確定  
青森家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第7361号**

本籍東京都新宿区市谷鷹匠町10番地、最後の住所東京都板橋区中丸町40番8号菅野コーポ202  
不在者 濱川 義信  
昭和28年2月25日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
東京家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第2371号**

本籍横浜市鶴見区潮田町3丁目145番地4、最後の住所名古屋市中川区豊成町1番2-1103号  
不在者 垂見志乃扶  
昭和42年7月12日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第551号**

本籍新潟県三条市本町3丁目989番地、最後の住所愛知県岡崎市不吹町14番地253豊栄荘と  
不在者 五百川 薫  
昭和22年6月6日生  
令和7年8月16日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

**令和6年(家)第1015号**

本籍愛知県豊田市桑原町桑原118番地1、最後の住所愛知県北設楽郡稲武町大字桑原字桑原118番地1(現在の表示愛知県豊田市桑原町桑原118番地1)  
不在者 青木 誠  
昭和13年6月22日生  
令和7年8月16日失踪宣告審判確定  
名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

**令和7年(家)第429号**

本籍広島県福山市内海町1104番地1、最後の住所大阪府東淀川区豊里6丁目21番12-206号  
不在者 岡崎 利昭  
昭和25年12月19日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
大阪家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第1527号**

本籍東京都豊島区長崎4丁目38番地4、最後の住所神戸市兵庫区荒田町3丁目62番3号第2大谷マンション305号  
不在者 矢島 雅美  
昭和26年5月22日生  
令和7年8月19日失踪宣告審判確定  
神戸家庭裁判所裁判所書記官

**令和6年(家)第128号**

本籍鳥取県米子市蚊屋293番地2、最後の住所鳥取県米子市蚊屋293番地9  
不在者 杉本 青志  
昭和53年12月11日生  
令和7年8月5日失踪宣告審判確定  
鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

**破産手続開始**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年(フ)第20号**

千葉県南房総市千倉町平館893番地の6  
債務者 有限会社カネタ水産  
代表者代表取締役 下羽 真一

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時

千葉地方裁判所館山支部破産係

**令和7年(フ)第1861号**

名古屋市中川区かの里1丁目3004番地  
債務者 しゃぼん商品サービス株式会社  
代表者代表取締役 平木 與一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 恒川 直久
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時30分

名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第288号**

静岡県磐田市福田1161番地の1  
債務者 伊東織物合資会社  
代表者代表社員 伊東 孝司

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河島 多恵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後4時

静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第1334号**

東京都日野市百草2044番地ブリージングタウン百草園G-2-1  
債務者 杉江商会株式会社  
代表者代表取締役 杉江 卓弥

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山崎 研
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後2時30分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第271号**

愛知県豊明市新田町村合7番地  
債務者 株式会社エヌエステック  
代表者代表取締役 中野 省二

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾祐一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後1時45分

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第357号**

愛知県岡崎市六名新町1番地4  
債務者 株式会社参州商事  
代表者代表取締役 岩月 重樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 朱里

- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第420号**

静岡県駿河区鎌田200番地の11  
債務者 リンクス株式会社  
代表者代表取締役 望月 学

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古澤 一樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時10分

静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第124号**

新潟県十日町市妻有町西1丁目1番地12  
債務者 株式会社たぎしん企画  
代表者代表取締役 滝沢 晃

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金子 直樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時30分

新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第106号**

鳥取県米子市観音寺新町2丁目11番6号 アウローラB102  
債務者 株式会社アド・ワーク  
代表者代表取締役 田邊 貴翔

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 一蔵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月10日午後3時10分

鳥取地方裁判所米子支部

**令和7年(フ)第81号**

栃木県佐野市堀米町262-1 サウスベルク101  
債務者 合同会社TK  
代表者代表社員 森下 貴英

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星澤 栄一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前11時

宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第392号**

兵庫県加古郡稲美町岡岡3丁目1番地の31  
債務者 株式会社総和テック  
代表者代表取締役 岡田 和也

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 広明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前11時

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第2600号**

大阪市中央区北久宝寺町1丁目5番1号  
債務者 株式会社ドリーム  
代表者代表取締役 谷口 豊

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 長正
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3784号**

大阪市城東区今福東1丁目6番11号スギタ今福東ハイツ202号室  
債務者 あいむ株式会社  
代表者代表取締役 西田 久恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北井 歩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時40分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3788号**

大阪市福島区玉川2丁目8番4号大阪福島サウスビル303号  
債務者 株式会社関西ネットワークエンジニアリング  
代表者代表取締役 大原 徳一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 紘子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3841号**

大阪市住吉区長居東1丁目26番16-201号  
債務者 株式会社SaSaRa  
代表者代表取締役 愛宕 成起

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 泰一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1123号**

北海道石狩市花川南2条5丁目21-1 第2ワコービル4F  
債務者 株式会社大樹創建  
代表者代表取締役 阿部 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 優介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時30分

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1355号**

北海道江別市文京台南町20番地の1 AMS文京台南町II106号室  
債務者 株式会社ワンズコーポレーション  
代表者代表取締役 三上 真一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 成田 悠葵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1674号**

名古屋市東区泉2丁目7番13号 ライジング泉H・Mビル702  
債務者 グローバルエイト株式会社  
代表者代表取締役 大村 侑大

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 恭久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時40分

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第3768号  
大阪市中央区南船場2丁目3-6  
債務者 株式会社ジェーアイシー  
代表者代表取締役 益田 参朗  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 仁張 望  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時40分  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第209号  
和歌山市雑賀町8番地  
債務者 株式会社JAN  
代表者代表取締役 李 光浩  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 惣谷 恵  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時15分  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第125号  
新潟県十日町市妻有町西1丁目1番地12  
債務者 有限会社サンシー  
代表者代表取締役 滝沢久美子  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 金子 直樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時30分  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第259号  
北海道寿都郡黒松内町字黒松内310番地  
債務者 川崎土建株式会社  
代表者代表取締役 小笠原 喬  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 野崎 渉  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時30分  
函館地方裁判所

令和7年(フ)第1737号  
横浜市青葉区あざみ野4-7-5シンコーマンション203、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区八雲3丁目16番17号フラット栗山202  
債務者 株式会社HCC  
代表者代表取締役 渡邊 誠

1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 濱邊 和揮  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時30分  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第203号  
福岡県久留米市南4丁目21番15号  
債務者 合同会社SHAPE  
代表者代表社員 大坪 与泰  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 市橋 康之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時  
福岡地方裁判所久留米支部

令和7年(フ)第254号  
佐賀市大和町大字久池井860番地5、商業登記簿上の本店所在地佐賀市呉服元町7番33-306号  
債務者 株式会社MARS  
代表者代表取締役 西川 正記  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐藤 潤一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時10分  
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第946号  
宮城県岩沼市中央3丁目3番20号  
債務者 東日本特殊止水工業株式会社  
代表者代表取締役 澤田 正明  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森本 裕己  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時10分  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第200号  
愛知県一宮市下川田町5丁目17番地  
債務者 有限会社タイコーリネンサービス  
代表者代表取締役 嶋田 英喜  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井上 裕介  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時30分  
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第1720号  
横浜市緑区寺山町745番地13グリーンハイツ寺山1号棟201号  
債務者 株式会社やさしい葬儀  
代表者代表取締役 井上 秀一  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 浦田 修志  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後1時30分  
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3824号  
大阪市中央区瓦町4丁目5-3日宝西本町ビル304  
債務者 社会保険労務士法人Thank You  
代表者社員 東 亮介  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 黒田 紘史  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月8日午後2時20分  
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第139号  
新潟県長岡市美園1丁目3番23号  
債務者 山忠製菓リエヴル株式会社  
代表者代表取締役 山本 忠昭  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 近藤 千鶴  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月11日午前10時30分  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和7年(フ)第1435号  
埼玉県北足立郡伊奈町栄2丁目113番地  
債務者 株式会社アレンジコンクリート  
代表者代表取締役 田淵 憲一  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀口 泰之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1436号  
埼玉県北足立郡伊奈町栄2丁目113番地  
債務者 株式会社アレンジプロテック  
代表者代表取締役 田淵 憲一

1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀口 泰之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1437号  
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2614番地1  
債務者 株式会社ハチヤマテリアル  
代表者代表取締役 田淵 憲一  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀口 泰之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1438号  
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室4119番地1  
債務者 株式会社レ・セルクル  
代表者代表取締役 田淵 憲一  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀口 泰之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第23号  
大分県日田市大山町西大山4975番地  
債務者 NFS Trading 合同会社  
代表者代表社員 川述 忠雄  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 森 正憲  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前11時30分  
大分地方裁判所日田支部

令和7年(フ)第3834号  
大阪府交野市森北1丁目36番7号  
債務者 八洲不動産販売株式会社  
代表者代表取締役 植杉 美都  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小澤 拓  
大阪地方裁判所第6民事部

**破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**令和7年（フ）第94号**

宮城県石巻市新館1丁目5番14号、前住所宮城県石巻市築山1丁目8番17号  
債務者 遠山 淑子（旧姓佐々木）

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 智
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所石巻支部破産係

**令和7年（フ）第1536号**

名古屋市西区那古野2丁目21番10号 サンパーク名古屋駅前1306号  
債務者 阪本 真哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 晃佑
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第431号**

神奈川県平塚市東真土1丁目10番61号 リアン平塚東真土  
債務者 岡田 雅樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 青木慎一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**令和7年（フ）第53号**

青森県十和田市大字三本木字西金崎380番地24  
債務者 小川 勉

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松村 好典
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月5日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月14日まで  
青森地方裁判所十和田支部

**令和7年（フ）第219号**

愛知県田原市野田町北瀬古1番地  
債務者 鈴木 正章

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯田 稔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年（フ）第358号**

愛知県岡崎市六名新町1番地4  
債務者 岩月商事こと 岩月 重樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 朱里
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第359号**

愛知県岡崎市六名新町1番地4  
債務者 岩月千奈美

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本多 朱里
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後2時5分

- 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第21号**

千葉県南房総市千倉町平館893番地6  
債務者 下羽 真一

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで  
千葉地方裁判所館山支部破産係

**令和7年（フ）第22号**

千葉県南房総市千倉町平館893番地6  
債務者 下羽 恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菅野 亮
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで  
千葉地方裁判所館山支部破産係

**令和7年（フ）第272号**

愛知県刈谷市宝町6丁目100番地  
債務者 中野 省二

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西尾祐一郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第75号**

福島県河沼郡会津坂下町宇市中新町甲3798番地  
債務者 佐竹美津江

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山口 大輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月18日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで  
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**令和7年（フ）第21号**

高知県室戸市室戸岬町5432番地  
債務者 戎井由理香

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松岡 章雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
高知地方裁判所安芸支部破産係

**令和7年（フ）第541号**

千葉県市原市五井4850番地2 リバーサイドⅡ 301、申立時の住所川崎市川崎区四谷上町16番1号 メゾンパル 103  
債務者 白川 碧大

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 志帆
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午後1時50分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年（フ）第548号**

川崎市川崎区藤崎2丁目12番14号  
債務者 金井実千世

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高木 亮二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午後1時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第556号**

川崎市幸区南加瀬4丁目7番8-105号 サ  
ンモール日吉  
債務者 生稲 弘明

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川村 篤志
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月29日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**令和7年(フ)第233号**

相模原市中央区相模原5丁目7番1号 アー  
ルメゾン701  
債務者 笹野 譲二

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 孝佳
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午後2時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年(フ)第1265号**

東京都羽村市栄町1丁目14番地4 ハイホーム  
羽村式番館208  
債務者 櫻井 彩華

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 志賀清二郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月11日午後1時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第289号**

静岡県磐田市福田1161番地1  
債務者 伊東 孝司

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河島 多恵
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月18日午後4時

- 6 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第421号**

静岡県駿河区鎌田113番地の7  
債務者 望月 学

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石川 茂吏
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月25日午前10時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月21日まで  
静岡地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第1730号**

横浜市栄区上郷町1079番地12  
債務者 山本 桂

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月26日午後3時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第106号**

富山県高岡市向野本町114番地  
債務者 だいどころ屋さとなこと 一家 英了

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小股 清香
- 4 破産債権の届出期間 令和7年10月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月27日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
富山地方裁判所高岡支部

**令和7年(フ)第126号**

千葉県匝瑳市椿1533番地4 高根ハイツD-  
101  
債務者 小関 常一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地 浩平
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年12月15日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年12月8日まで  
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**令和7年(フ)第204号**

福岡県久留米市南4丁目21番15号、前住所福  
岡県久留米市三潆町西牟田6344番地13  
債務者 大坪 与泰

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 市橋 康之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
福岡地方裁判所久留米支部

**令和7年(フ)第79号**

鹿児島県出水市知識町171番地  
債務者 森園 祐揮

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 米田 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで  
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**令和7年(フ)第56号**

茨城県古河市鴻巣769番地191  
債務者 野口 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 板垣 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月11日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(フ)第64号**

兵庫県西脇市富吉上町301番地の1  
債務者 農年 文雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 圭孝

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで  
神戸地方裁判所社支部

**令和7年(フ)第218号**

岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第7地割  
28番地1 ラポール202

債務者 昆 峻太

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北基 怜子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年(フ)第183号**

群馬県前橋市粕川町膳264番地7  
債務者 塚越 康太

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 船戸いずみ
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第205号**

群馬県渋川市渋川223番地2 入沢団地3号  
棟404

債務者 野口 稔亮

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 林 浩平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第79号**

福岡県京都郡苅田町大字尾倉4065番地13  
債務者 笹原 丈

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 圭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月6日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月23日まで  
福岡地方裁判所行橋支部破産係



**令和7年(フ)第249号**

埼玉県草加市中根3丁目8番33—305号  
債務者 快音こと 坂田 久仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 達夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第568号**

仙台市太白区西多賀4丁目3番1号 コン  
フォートK102  
債務者 蟻坂 正明

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宇部 雄介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後3時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第627号**

仙台市太白区中田7丁目26番12号 ジュエ  
リースターB202、従前の住所茨城県石岡市  
東石岡4丁目3番36号  
債務者 近藤 有馬

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀井実千生
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第671号**

仙台市太白区西中田1丁目18番6—301号  
債務者 渡辺 裕太

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 齋藤 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後3時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第801号**

仙台市青葉区国見2丁目8番25号  
債務者 西嶋 勇太

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有村 章宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第891号**

仙台市青葉区葉山町3番20—203号、従前の  
住所仙台市青葉区上杉5丁目3番16—701号  
債務者 近藤 秀幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 増田 友
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第947号**

宮城県岩沼市桜4丁目5番7号、従前の住所  
宮城県岩沼市中央3丁目3番20号  
債務者 澤田 正明

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 裕己
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

**令和7年(フ)第34号**

宮城県登米市迫町佐沼字梅ノ木5丁目7番地  
1 グランフォート103号室、従前の住所宮  
城県登米市迫町森字平柳55番地3 キャノン  
II 202  
債務者 小松 一機

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東田 正平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
仙台地方裁判所登米支部

**令和7年(フ)第153号**

秋田市泉東町10番24号  
債務者 高橋 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松本 和人

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
秋田地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第164号**

山形県天童市大字清池1711番地1 ウィズ  
エフ 201号  
債務者 赤塚 昭彦

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須藤 雅人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
山形地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第197号**

茨城県つくば市みどりの南33番地5 アベ  
ニールII301号、前住所茨城県つくば市高見  
原1丁目4番地171 Rucotal05号  
債務者 畑田 雄二

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 布川 博樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(フ)第115号**

茨城県龍ヶ崎市久保台1丁目16番地8  
債務者 山出とよ子

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤川 武揚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**令和7年(フ)第188号**

山梨県甲斐市中下条2020番地 ハイツ大内B  
棟201号室  
債務者 山本 利久

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹津 備文
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第195号**

山梨県甲府市荒川2丁目3番30号 フォーレ  
岡部102、前住所山梨県甲府市丸の内1丁目  
1番11号 ボレスターステーションシティ甲  
府903  
債務者 増田 敦士

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 謙一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第242号**

岡山市北区原1073番地2 A—206号、旧住  
所岡山市中区江崎524番地  
債務者 片山 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 弘一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
岡山地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第19号**

福岡県柳川市大和町栄437番地  
債務者 甲斐田栄二

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田上 普一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**令和7年(フ)第314号**

大分市小中島2丁目3番36号 王子マテリア  
榎江の道寮  
債務者 梅木 敏徳

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 遠矢 洋平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第352号**

大分市新町2番14号 日宝グランディ新町205

債務者 風見 稚葉

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小白川 類
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第63号**

大分県中津市1720番地1 WINDOM新博多 601号室

債務者 天野 慎司

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清源万里子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**令和7年(フ)第390号**

兵庫県加古郡播磨町二子181番地の12

債務者 田中 良

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中木 基裕
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月28日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(フ)第1537号**

横浜市鶴見区諏訪坂8番27号 ライズ・エステート105

債務者 北川 芳克

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 櫻庭 史子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月29日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年(フ)第62号**

岩手県宮古市山口3丁目2番6号

債務者 宮本 成生(旧姓岡本)

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉水 和也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで  
盛岡地方裁判所宮古支部

**令和7年(フ)第178号**

徳島県板野郡藍住町住吉字神蔵161番地22

債務者 横田 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 正成
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月30日まで  
徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第269号**

茨城県銚田市銚田106番地1 Eハイム N E O D 102号室

債務者 飯島 総一

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 健秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで  
水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第273号**

茨城県桜川市松田521番地

債務者 仁平由美子

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第123号**

新潟県長岡市中貫町3丁目4番地1 サンセール中貫E棟3号室

債務者 茨木 貴浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 黒田 隆史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第408号**

愛知県岡崎市土井町字荒井乙49番地 J o u e r P e r l a n 110

債務者 石川花菜子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 倉内 充雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第3397号**

大阪府八尾市末広町4丁目7番1—801号

債務者 坂上 一也

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町野 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3652号**

大阪市東淀川区豊里7丁目19番7—910号

債務者 野間 裕樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 榎本 倫晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3781号**

大阪市東住吉区公園南矢田4丁目14番9号

債務者 井上 和幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内田 昌史

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3785号**

大阪生野区生野西1丁目4番8号

債務者 西田 久恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北井 歩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月17日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第714号**

堺市美原区北余部333番地27

債務者 井上 美空

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 邦子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第1227号**

札幌市西区発寒12条2丁目3番13号

債務者 椿 敏勝

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井川 寿幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1250号**

札幌市東区北25条東4丁目1番11号

債務者 朝倉 咲恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樋口 紗弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第217号**

青森県下北郡東通村大字小田野沢字中川目55番地386

債務者 東田 修史

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時10分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 天野 高志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月3日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
青森地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第108号**

青森県弘前市大字東長町41番地1 東長町レジデンス101号、旧住所青森県弘前市大字青山2丁目10番地7

債務者 會津 徹

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 葛西 聡
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
青森地方裁判所弘前支部

**令和7年(フ)第115号**

青森県八戸市大字湊町字下河原17番地41 ブランドールA-1

債務者 豊川 信也

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上野 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年(フ)第131号**

青森県八戸市大字八幡字林崎29番地3

債務者 田中 敬吾

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 須永 道夫
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午前11時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月5日まで  
青森地方裁判所八戸支部破産係

**令和7年(フ)第1124号**

北海道石狩市花川南1条2丁目168番地

債務者 阿部 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 根岸 優介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第1877号**

名古屋市中区島田2丁目905番地 エスペランサ天白 4C号

債務者 平野 公章

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 吾郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第3769号**

堺市南区桃山台3丁18番2号

債務者 益田 参朗

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仁張 望
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第3832号**

大阪府箕面市桜1丁目12番1号 (102号)

債務者 トミーワークスこと 富尾 忠治

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 末永 貴寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第210号**

和歌山市鳴神959番地7

債務者 安井光浩こと 李 光浩

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 惣谷 恵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月20日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月6日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第24号**

大分県日田市大山町西大山4975番地

債務者 川述 忠雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 正憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第25号**

大分県日田市大字友田356番地2 コーポヤマセ22号、前住所大分県日田市大字十二町8番地5 パルデンスエコノ8-905号

債務者 川述 沙織

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 正憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月17日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月10日まで  
大分地方裁判所日田支部

**令和7年(フ)第62号**

石川県加賀市小菅波町1丁目87番地

債務者 中川 広海

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 片岡 健太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月18日午前11時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
金沢地方裁判所小松支部

**令和7年(フ)第421号**

愛知県岡崎市中島町字町後109番地3

債務者 松尾 大樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牧野 守

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月11日まで  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年(フ)第586号**

北海道江別市大麻栄町8番地の15 メゾンブエンテ102号

債務者 佐々木哲太

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 猪瀬健太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第249号**

長崎県対馬市美津島町雞知甲1315番地、前住所佐賀市唐人1丁目4番18-102号

債務者 大久保 隆

- 1 決定年月日時 令和7年8月19日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 力久 尚子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月13日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月12日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第82号**

茨城県牛久市猪子町992番地762、前住所栃木県足利市里矢場町2370番地1

債務者 森下 貴英

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 星澤 栄一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月14日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで  
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和7年(フ)第2230号**

大阪府守口市八雲東町2丁目74番18-308号

債務者 高橋 佑希

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉原 秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第520号**

堺市西区鳳中町6丁196番地2

債務者 太田 明秀

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西河 英士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月13日まで  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年(フ)第174号**愛知県豊橋市富本町24番地 ホワイトルーム  
富本1A

債務者 オートサーピスシバこと 柴垣 健

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 晴記
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
名古屋地方裁判所豊橋支部

**令和7年(フ)第3497号**

大阪市城東区森之宮1丁目4番1306号

債務者 RELAIRこと 吉田 瑞王

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩佐 誠二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月17日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第1556号**神奈川県藤沢市片瀬海岸1丁目11番32号 ル  
カーニア湘南201

債務者 上野 康雄

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 隆宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午後3時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月18日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第168号**北海道旭川市緑町14丁目2891番地の1 ジュ  
ネスグランデージ 801

債務者 佐藤 淳

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉川真由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第226号**北海道旭川市緑町14丁目2891番地の1 ジュ  
ネスグランデージ 801

債務者 佐藤理恵子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉川真由美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
旭川地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第74号**長野県千曲市大字上徳間137番地 リュミ  
エールA102

債務者 古家 貴幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池さやか
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月26日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月19日まで  
長野地方裁判所上田支部

**令和7年(フ)第122号**

新潟県長岡市陽光台4丁目7番地6

債務者 小林 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関矢 聡史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年(フ)第3206号**

大阪府寝屋川市池田新町19番43—605号

債務者 細井美知子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大森 裕子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月4日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月20日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第208号**

福井県あわら市東山第35号10番地

債務者 梶原 龍一

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石倉大志郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月9日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月25日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第1738号**横浜市青葉区あざみ野4丁目7番地5 シン  
コーマンション203

債務者 渡邊 誠

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱邊 和揮
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1862号**

愛知県豊田市新生町1丁目37番地2

債務者 平木 與一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 恒川 直久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第255号**佐賀市大和町大字久池井860番地5、前住所  
佐賀市材木2丁目3番7—1号 103号

債務者 西川 正記

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 潤一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月27日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年11月26日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第1439号**

さいたま市見沼区大字東門前333番地2

債務者 田淵 憲一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 堀口 泰之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月15日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年(フ)第1721号**横浜市緑区寺山町745番地13 グリーンハイ  
ツ寺山1号棟201号

債務者 井上 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 浦田 修志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月2日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月1日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第397号**

埼玉県八潮市大字垢532番地2

債務者 香取 誠一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 健二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第398号**

埼玉県八潮市大字垢532番地2

債務者 香取まゆみ

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡邊 健二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月19日午前11時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年12月5日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第394号**大阪府岸和田市加守町1丁目5—3—508、  
住民票上の住所北海道千歳市あずさ3丁目9  
番4号債務者 シュタクデザインラブこと 宮岡 寛  
恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畠山 啓太
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで  
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間**

**令和7年（フ）第300号**

函館市美原4丁目18番6号  
債務者 飯川 智恵

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
函館地方裁判所

**令和7年（フ）第304号**

北海道北斗市東浜1丁目12番21号 イーストビーチ102  
債務者 石井やす子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
函館地方裁判所

**令和7年（フ）第306号**

北海道北斗市七重浜4丁目2番22号 レクサス七重浜A館203  
債務者 石田 優斗

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
函館地方裁判所

**令和7年（フ）第601号**

北九州市若松区高須南5丁目5番14号、前住所東京都八王子市八幡町10番8号 エミナーレ405号  
債務者 小田 智哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年（フ）第552号**

埼玉県狭山市入間川767番地の8  
債務者 高橋 望海（旧姓早田）

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年（フ）第607号**

埼玉県富士見市鶴瀬西3丁目3番22号 TOPCOAT102  
債務者 吉田 未来

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年（フ）第1404号**

埼玉県新座市栗原1丁目12番12号 武蔵野プラザびばりヶ丘パートⅡ210号室  
債務者 山口 康晴（旧姓雫）

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月16日まで  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年（フ）第133号**

新潟県長岡市小国町小栗山569番地  
債務者 片桐 圭子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年（フ）第135号**

新潟県長岡市青葉台5丁目9番地2  
債務者 直江 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで  
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和7年（フ）第2026号**

名古屋市東区白壁2丁目20番18号  
債務者 石原 昌聖

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月17日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年（フ）第225号**

岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第10地割26番地4 上愛宕下住宅2-301号、前住所岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子940番地5  
債務者 関口 茂樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年（フ）第235号**

盛岡市上田堤2丁目1番23号 福寿荘102号  
債務者 内村あゆみ（旧姓糠森）

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
盛岡地方裁判所第2民事部

**令和7年（フ）第45号**

山形県鶴岡市上畑町4番40号  
債務者 佐藤 滉

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
山形地方裁判所鶴岡支部

**令和7年（フ）第495号**

栃木県宇都宮市上桑島町1272番地2  
債務者 深谷 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

**令和7年（フ）第66号**

群馬県みどり市笠懸町鹿3071番地5 竹澤コーポ105号  
債務者 廣町 和之

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
前橋地方裁判所桐生支部

**令和7年（フ）第1401号**

横浜市金沢区富岡西7丁目33番8号  
債務者 木村 和寛

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第1673号**

横浜市中区北方町1丁目44番地3 ユナイト山手コストリカの杜203  
債務者 後藤健太郎

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1686号**

神奈川県藤沢市辻堂元町5丁目8番2号 エクセルコート元町108号

債務者 加藤真由美

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1702号**

横浜市金沢区谷津町168番地7 エトアール文庫1号室

債務者 中園 忍

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第1906号**

横浜市港北区樽町3丁目4番12号 第2美鈴コーポ203

債務者 田中 翔伍

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年(フ)第941号**

京都市山科区大塚南溝町24番地2 ヴェインテ308号

債務者 池田 媛香

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第966号**

京都府宇治市小倉町老ノ木20番地 ソルエストウディオ101号

債務者 鎌田 鉄男

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第1008号**

京都市山科区大宅坂ノ辻町25番地9

債務者 木村 豪

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

**令和7年(フ)第48号**

京都府亀岡市曾我部町南条北向田2番地9

債務者 幸前 光正

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 京都地方裁判所園部支部破産係

**令和7年(フ)第266号**

香川県高松市仏生山町甲1670番地8 ラポール仏生山102

債務者 杉村 和哉

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

**令和7年(フ)第331号**

大分県別府市野口中町14番26号、住民票上の住所熊本県菊池郡大津町大字室2129番地1

ノーブルつつじの丘1 305号

債務者 村田 楓華

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第340号**

大分県別府市大字野田127番地の4 ナーシングホームべっぷ、住民票上の住所大分県別府市大字北石垣670番地の4

債務者 手嶋 明夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第1374号**

東京都八王子市下柚木2丁目31番地4ログラール1207号

債務者 河野 遥

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第1386号**

東京都稲城市矢野口542番地の21ランドマーク矢野口102

債務者 塩野竜之介

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第1403号**

東京都町田市山崎町2200番地山崎団地2-1-208

債務者 田代 風花

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第1426号**

東京都立川市錦町6丁目20番9号クール・メゾン202

債務者 高橋 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(フ)第189号**

福井市若杉2丁目117番地 ウエストヴィレッジ201号

債務者 伊藤 征人

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第194号**

福井市運動公園1丁目800番地2

債務者 加藤 典夫

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第200号**

福井県越前市千福町392番地 リーベ202

債務者 鈴木 聡

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年（フ）第202号**

福井市福町第36号134番地2

債務者 浜田 嘉明

- 1 決定年月日時 令和7年8月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和7年（フ）第233号**

沖縄県那覇市東町16番2—501号 コーポS  
AKAE、住民票上の前住所沖縄県那覇市小  
緑2丁目4番地2 400号

債務者 長浜 悠介

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで  
那覇地方裁判所民事第3部

**令和7年（フ）第604号**

北九州市八幡西区市瀬2丁目1番17号

債務者 木野 渚彩

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月20日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月22日午後3時  
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

**令和7年（フ）第5755号**

東京都台東区清川2丁目16—8 ビジネスホ  
テル紫峰

債務者 高橋 利春

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5757号**

東京都足立区江北6丁目22—9—101

債務者 伊藤 則之

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5771号**

東京都中野区白鷺2丁目45—10—201

債務者 荒井 恵梨

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5813号**

東京都大田区中央8丁目37—2—203

債務者 安藤 啓資

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5815号**

東京都葛飾区東立石1丁目7—7—101

債務者 今野 優

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5787号**

東京都江戸川区松島2丁目11—10

債務者 吉井 恵理

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5796号**

東京都練馬区立野町32—12—102

債務者 細谷 陵太

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5808号**

東京都墨田区錦糸1丁目7—2—208

債務者 加藤 良司

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5810号**

東京都葛飾区奥戸5丁目15—8—104

債務者 松原 裕

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5814号**

東京都世田谷区上北沢4丁目33—21—414

債務者 長野亜里沙

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5840号**

東京都中野区上高田1丁目37—9 2F

債務者 高木 裕希

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午前10時30分  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5871号**

東京都大田区東六郷1丁目7—16 あおぞら

アパートメント東六郷B—205

債務者 我妻 正治

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年10月28日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月28日午後2時  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年（フ）第5812号**

東京都世田谷区粕谷1丁目15—1—101

債務者 熊谷 亮樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年11月4日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年11月4日午前11時  
東京地方裁判所民事第20部

**破産手続終結及び免責許可決定****令和6年（フ）第35号**

静岡県掛川市宮脇1丁目9番地の7 プロスベリティ 101号室  
破産者 齋藤 美樹

- 1 決定年月日 令和7年8月22日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所掛川支部破産係

**令和6年（フ）第48号**

山形県酒田市東大町3丁目23番地の73 大町第5アパート513号  
破産者 矢野 礼子

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

山形地方裁判所酒田支部

**令和5年（フ）第1977号**

さいたま市中央区上峰4丁目5番17-201号、開始決定時の住所さいたま市緑区大字三室86番地31  
破産者 町田 憲紀

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年（フ）第77号**

埼玉県上尾市川2丁目6番地5 セビアコートA-202、開始決定時の住所さいたま市北区吉野町1丁目3番地3  
破産者 小林 和義

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年（フ）第1744号**

さいたま市見沼区大字蓮沼1371番地4、旧住所さいたま市岩槻区大字鉤上新田916番地8  
破産者 白井 秀輝

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年（フ）第304号**

大阪府貝塚市堤147番地32、前住所大阪府和泉市葛の葉町1丁目5番19号  
破産者 塩澤 彰吾

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年（フ）第524号**

大阪府岸和田市磯上町5丁目26番4号  
破産者 中田 正美

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和6年（フ）第561号**

大阪府貝塚市海塚1丁目6番11号  
破産者 山下 弘二

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和5年（フ）第371号**

奈良市都祁馬場町643番地の2  
破産者 澤隆建設こと 澤田 隆

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係

**令和6年（フ）第129号**

福岡県久留米市青峰2丁目20番18号  
破産者 大野 憲治

- 1 決定年月日 令和7年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

福岡地方裁判所久留米支部

**令和6年（フ）第2245号**

札幌市東区北18条東18丁目3番12-203号  
破産者 工藤 厚一

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第102号**

札幌市東区北11条東15丁目1番1号 サンシャインA202号  
破産者 尾形 英二

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第121号**

札幌市清田区清田8条2丁目10番8号  
破産者 安田 葉子

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（フ）第45号**

埼玉県深谷市横瀬529番地2  
破産者 小笠原 克

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所熊谷支部

**令和6年（フ）第128号**

愛知県西尾市和気町横41番地3  
破産者 福西 晋輔

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

- 4 主文 破産者について免責を許可する。

**令和6年（フ）第1257号**

広島県東広島市西条東北町15番12-101号  
ジョイパレスC、開始決定時の住所広島市南区的場町2丁目3番10-201号

破産者 Bar Pouterこと 児玉 康宏

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所民事第4部

**令和6年（フ）第21号**

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字太田西128番地3  
破産者 藤本 紀子

- 1 決定年月日 令和7年8月26日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

徳島地方裁判所美馬支部



**令和6年（フ）第2522号**

神奈川県藤沢市西俣野139番地 六会マンション304号

破産者 平井 正法

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年（フ）第2549号**

横浜市神奈川区反町2丁目16番地5 コーポサトック35号

破産者 及川 結斗

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和7年（フ）第127号**

横浜市旭区善部町101番地8 ロゼール壺番館601号

破産者 戸賀 良茂

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
横浜地方裁判所第3民事部

**令和6年（フ）第270号**

静岡県富士宮市宮原170番地の7  
破産者 佐々木ひとみこと SASAKI HITOMI

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所富士支部

**令和4年（フ）第453号**

静岡県磐田市白羽314番地3

破産者 中世古友梨香

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和6年（フ）第64号**

兵庫県加西市大内町881番地

破産者 福井 智也

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
神戸地方裁判所社支部

**令和6年（フ）第139号**

香川県高松市東山崎町32番地4

破産者 長濱 陽一

- 1 決定年月日 令和7年8月27日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。  
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**破産債権の届出期間及び一般****調査期日****令和7年（フ）第330号**

堺市北区中村町607番地1

破産者 堺金正青果株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月18日午前11時  
令和7年8月26日  
大阪地方裁判所堺支部破産係

**令和7年（フ）第97号**

福井県坂井市春江町西太郎丸第18号60番地  
ウエストグリーン A101号室、旧住所福井市江守中2丁目1401番地 ラ・カーサ・グランデ101

破産者 波賀野健汰

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月25日午前10時15分  
令和7年8月26日  
福井地方裁判所民事部破産係

**令和6年（フ）第2131号**

埼玉県川口市西川口5丁目9番3号

破産者 有限会社神田土建

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月27日午前11時40分  
令和7年8月26日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和7年（フ）第648号**

埼玉県川口市大字安行原1918番地の15

破産者 株式会社佐藤電工

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月27日午後1時40分  
令和7年8月26日  
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

**令和6年（フ）第98号**

沖縄県沖縄市泡瀬4丁目5番7号2階（登記簿上の住所 沖縄県沖縄市知花1丁目7番10号）

破産者 株式会社デライト

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月19日午後1時30分  
令和7年8月20日  
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和6年（フ）第5120号**

大阪府松原市三宅西4丁目609番

破産者 株式会社丸一発條製作所

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月3日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月6日午後2時40分  
令和7年8月26日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第2090号**

大阪市生野区田島6丁目3番16号

破産者 株式会社クレド

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月17日午後1時30分  
令和7年8月27日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和6年（フ）第561号**

愛知県豊田市榊塚西町北小畔11番地 サンビレッジ上郷B-101、開始決定時の住所愛知県豊田市渡刈町下大新田32番地15

破産者 新井勝こと PARK SUNG 朴勝

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月7日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後2時45分  
令和7年8月25日  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第167号**

愛知県豊田市敔部東町宗定398番地

破産者 加藤小百合

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月18日午後1時30分  
令和7年8月25日  
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**令和7年（フ）第10号**

山形県長井市成田1863番地、前住所山形県米沢市西大通1丁目6番76-2号

破産者 青木 亮太

- 1 破産債権の届出期間 令和7年10月21日まで
- 2 一般調査期日 令和7年11月27日午前11時  
令和7年8月27日 山形地方裁判所米沢支部

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

**令和7年（フ）第325号**

大阪府東大阪市川俣1丁目10番19号

破産者 有限会社F. K物流

- 異議申述期間 令和7年10月22日まで  
令和7年8月27日  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年（フ）第326号**

大阪府東大阪市稲田新町2丁目15番4号ロイヤルヴィア東大阪 416号

破産者 熊野 雄司

- 異議申述期間 令和7年10月22日まで  
令和7年8月27日  
大阪地方裁判所第6民事部

**免責許可申立てに関する意見  
申述期間****令和7年（フ）第1041号**

大阪府箕面市今宮2丁目4番34号  
破産者 谷口 貴一  
免責意見申述期間 令和7年10月27日まで  
令和7年8月27日  
大阪地方裁判所第6民事部

**特別清算開始****令和7年（ヒ）第1号**

和歌山県田辺市稲成町720番地の9  
清算株式会社 株式会社エスティー  
代表清算人 坂口 富茂  
1 決定年月日 令和7年8月20日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

和歌山地方裁判所田辺支部

**令和7年（ヒ）第2号**

大分県宇佐市大字下高家2019番地  
清算株式会社 東九州電子工業株式会社  
代表清算人 京田 高裕  
1 決定年月日 令和7年8月21日  
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大分地方裁判所中津支部

**特別清算終結****令和7年（ヒ）第3号**

静岡県浜松市中央区高林3丁目7番39号  
清算株式会社 株式会社杉商  
1 決定年月日 令和7年8月21日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
静岡地方裁判所浜松支部民事部

**令和7年（ヒ）第2号**

長崎市築町5番10号  
清算株式会社 株式会社I S  
1 決定年月日 令和7年8月20日  
2 主文 本件特別清算手続を終結する。  
長崎地方裁判所

**特別清算協定認可****令和7年（ヒ）第2028号**

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号新国際ビル4階  
清算株式会社 株式会社ライチョウ  
代表清算人 木村 和義

- 1 決定年月日 令和7年8月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。

**協定**

- 1 清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、別紙「各弁済額」の欄記載の弁済をする。各弁済は、各協定債権者の指定する口座に振込送金する方法によって行うものとし、振込費用については清算株式会社の負担とする。
- 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、本協定認可決定確定時にその債務の全額を免除する。
- 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する（この場合の弁済方法及び振込費用の負担については、上記1と同様とする。）。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

**小規模個人再生による再生手  
続開始****令和7年（再イ）第75号**

- さいたま市南区南本町1丁目13番15—509号  
再生債務者 加山 雄大  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第92号**

- 埼玉県朝霞市仲町1丁目10番28号 ヴィーナ  
スハイツ202  
再生債務者 木村 仁美

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第121号**

- 埼玉県川口市大字源左衛門新田306番地の1  
ミランダサンテ107号  
再生債務者 藤田 政文  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第151号**

- 埼玉県鴻巣市箕田4198番地7  
再生債務者 立花 英幸  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月7日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年（再イ）第6号**

- 千葉県長生郡長生村本郷5441番地23  
再生債務者 井上 知美  
1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで

千葉地方裁判所一宮支部再生係

**令和7年（再ロ）第2号**

- 相模原市中央区中央1—12—2日神パレス  
テージ相模原中央505号室  
再生債務者 高幡 和也  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午前11時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月6日まで

横浜地方裁判所相模原支部

**令和7年（再イ）第63号**

- 愛知県みよし市明知町宝栄60番地48  
再生債務者 田中 隆治  
1 決定年月日時 令和7年8月25日午後5時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月16日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年9月22日から令和7年9月29日まで

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年（再イ）第167号**

- 札幌市清田区真栄2条1丁目2番22号  
再生債務者 工藤 道人  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第180号**

- 札幌市中央区南19条西7丁目3番5—305号  
再生債務者 寺島 明美  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午後1時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月8日まで

札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年（再イ）第38号**

- 長崎県長崎市上戸町1丁目1番46—202号  
再生債務者 石原こずえ  
1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時  
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。  
3 再生債権の届出期間 令和7年9月17日まで  
4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月22日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

**令和7年(再イ)第26号**

奈良県桜井市大字大福644番地の8 エスポ  
アシャルム 201号  
再生債務者 副島 優樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月22日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

奈良地方裁判所

**令和7年(再イ)第34号**

横浜市戸塚区深谷町1221番地26  
再生債務者 岩倉 正光

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第35号**

横浜市戸塚区深谷町1221番地26  
再生債務者 岩倉 朋子

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第27号**

山梨県中央市東花輪691番地  
再生債務者 田中 良樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月27日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第28号**

山梨県甲府市池田2丁目7番13号  
再生債務者 石橋 一哲

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月6日から令和7年10月27日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第51号**

大阪府泉南郡岬町淡輪4721番地の1  
再生債務者 大田 眞一

- 1 決定年月日時 令和7年8月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月29日から令和7年10月14日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**令和7年(再イ)第15号**

愛媛県新居浜市秋生2776番地の12  
再生債務者 平井 周

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月22日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月1日から令和7年10月14日まで

松山地方裁判所西条支部

**令和7年(再イ)第13号**

山形県東村山郡山辺町大字山辺2730番地4  
ミーツハウス・エッケB202  
再生債務者 鬼島 望

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月22日まで

山形地方裁判所民事部

**令和7年(再イ)第11号**

福島県会津若松市和田1丁目1番21号  
再生債務者 箱崎 徳子

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月28日まで

福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

**令和7年(再イ)第35号**

茨城県つくば市高見原1丁目1番地10 ランド  
スケープG棟106号  
再生債務者 柴田 佑樹

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月29日まで

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**令和7年(再イ)第71号**

横浜市栄区元大橋2丁目31番18号  
再生債務者 宇野 剛史

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第81号**

横浜市鶴見区駒岡3丁目15番4号 アイリー  
フラット102  
再生債務者 原田 晋平

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第88号**

神奈川県大和市桜森3丁目9番9-104号  
再生債務者 飯田 智弘

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第96号**

神奈川県大和市林間1丁目15番25-1号  
再生債務者 星野 政和

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月29日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第123号**

神奈川県横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2丁目39番  
20号  
再生債務者 影山 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第128号**

横浜市港北区大倉山7丁目26番12号  
再生債務者 石井 秀幸

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第141号**

横浜市港北区高田西2丁目10番24号 アーバ  
ンU201  
再生債務者 片岡 晃

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月14日まで

横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第35号**

新潟県長岡市新保2丁目5番46号 メゾンベ  
ルニューズ202号  
再生債務者 平澤 良太

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月29日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**令和7年(再イ)第106号**

大阪府豊中市上津島2丁目18番5号  
再生債務者 トータルリペアM&Sこと 宮崎雅広

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第61号**

堺市中区土師町1丁13番10-1号(営業所)  
堺市北区中百舌島町2丁75Priseビル301  
再生債務者 BAR BLIND OWLこと 梅田 共寿

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年9月30日から令和7年10月14日まで  
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

**令和7年(再イ)第73号**

兵庫県加古郡稲美町中村710番地の24  
再生債務者 安田 慎吾

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月28日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第75号**

兵庫県姫路市飾磨区清水179番地グラジオ飾磨駅前503(従前の住所)兵庫県姫路市御国野町深志野90番地1 202  
再生債務者 岡田 武仁

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月28日まで  
神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第32号**

佐賀市兵庫北6丁目16番10-204号  
再生債務者 森 綾香(旧姓神谷)

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月15日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第4号**

福井県丹生郡越前町織田第77号8番地 南団地1-2号  
再生債務者 牧野 良美

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月16日まで  
福井地方裁判所

**令和7年(再イ)第33号**

福井市町屋2丁目12番18号 ルミエール町屋2号  
再生債務者 安田 憲

- 1 決定年月日時 令和7年8月27日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月29日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月8日から令和7年10月16日まで  
福井地方裁判所

**小規模個人再生による書面決議に付する決定****令和7年(再イ)第6号**

茨城県筑西市幸町2丁目29番10号  
再生債務者 野手 賢幸

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
令和7年8月26日 水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(再イ)第12号**

茨城県古河市旭町2丁目15番21号 グランポヌール 201号室  
再生債務者 伊良波 友

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月20日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
令和7年8月26日 水戸地方裁判所下妻支部

**令和7年(再イ)第1号**

千葉県香取郡東庄町東今泉1441番地4  
再生債務者 小澤 肇

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月8日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月9日まで  
令和7年8月26日 千葉地方裁判所佐原支部

**令和7年(再イ)第83号**

横浜市緑区寺山町745番地12 ダイアパレス 中山第2-208号  
再生債務者 坪井 克好

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月19日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月10日まで  
令和7年8月27日  
横浜地方裁判所第3民事部再生係

**令和7年(再イ)第104号**

千葉県八千代市ゆりのき台3丁目7番地1 3棟1202号  
再生債務者 黒川 祐樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月12日まで  
令和7年8月26日  
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

**令和7年(再イ)第15号**

茨城県那珂郡東海村大字須和間186番地2  
再生債務者 川崎 雅史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月25日 水戸地方裁判所

**令和7年(再イ)第18号**

茨城県東茨城郡城里町大字増井866番地の1  
再生債務者 矢ノ倉由美(旧姓吉川)

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月1日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月25日 水戸地方裁判所

**令和7年(再イ)第12号**

群馬県前橋市下細井町536番地3  
再生債務者 解良 亨

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月25日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月26日  
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(再イ)第56号**

さいたま市桜区大字五関173番地10  
再生債務者 外岡 秀夫

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月12日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月26日  
さいたま地方裁判所第3民事部

**令和7年(再イ)第7号**

長野市箱清水3丁目19番10号  
再生債務者 井刈 瑞恵

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月18日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月26日  
長野地方裁判所民事部再生係

**令和7年(再イ)第26号**

愛知県岡崎市巾島町字町後112番地6  
再生債務者 鈴木 達也

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月6日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月26日  
名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第8号**

福岡県うきは市浮羽町西隈上358番地  
再生債務者 園川 淳二

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月25日  
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

**令和7年(再イ)第7号**

福岡県豊前市大字皆毛362番地1  
再生債務者 熊本 克浩

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年7月9日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月25日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和7年(再イ)第13号**

福岡県行橋市大字吉国685番地1 HOWD Y101号

再生債務者 上田 優

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年7月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月16日まで  
令和7年8月26日

福岡地方裁判所行橋支部再生係

**令和7年(再イ)第40号**

東京都武蔵野市西久保3丁目1番29号カナリーグラス202

再生債務者 飯田 莉紗

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月15日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

**令和7年(再イ)第7号**

岐阜県高山市新宮町677番地 ヒルサイド露越A8

再生債務者 上野 恭輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

岐阜地方裁判所高山支部再生係

**令和6年(再イ)第43号**

愛知県豊田市中根町小根崎4番地5

再生債務者 三島 義和

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第28号**

愛知県岡崎市北野町字二番沢15番地2

再生債務者 宇野 優

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月22日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

名古屋地方裁判所岡崎支部

**令和7年(再イ)第18号**

奈良市古市町1266番地の22

再生債務者 西岡 祐介

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月19日まで  
令和7年8月22日

奈良地方裁判所

**令和7年(再イ)第5号**

山梨県笛吹市石和町小石和1830番地4

再生債務者 長田 大輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月22日まで  
令和7年8月25日

甲府地方裁判所民事部破産係

**令和7年(再イ)第4号**

沖縄県中頭郡嘉手納町屋良1丁目25番地3

再生債務者 村山 盛也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年7月31日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月22日まで  
令和7年8月26日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(再イ)第6号**

沖縄県うるま市宇西原75番地1

再生債務者 崎浜 尚弘

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年7月8日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月22日まで  
令和7年8月25日

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

**令和7年(再イ)第204号**

大阪府豊中市寺内2丁目11番11-205号

再生債務者 松本 大智

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月7日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月26日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第255号**

大阪府枚方市桜丘町35番5-302号

再生債務者 西原 菜月(旧姓岸本)

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月26日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第286号**

大阪市浪速区塩草1-4-1-607(住民票上の住所 大阪市生野区巽南1丁目3番3号)

再生債務者 山本 真也

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月26日

大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(再イ)第50号**

兵庫県加古川市東神吉町天下原319番地の9

再生債務者 大山 将史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月16日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月26日

神戸地方裁判所姫路支部

**令和7年(再イ)第3号**

新潟県村上市金屋2105番地1

再生債務者 遠山 茂一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月17日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

新潟地方裁判所新発田支部

**令和7年(再イ)第63号**

広島市中区榎町10番5-201号

再生債務者 宗近 光陽

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年9月24日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月27日

広島地方裁判所民事第4部

**小規模個人再生による再生手続廃止**

**令和6年(再イ)第45号**

群馬県高崎市下之城町432番地9

再生債務者 福島 高夫

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。  
令和7年8月26日 前橋地方裁判所高崎支部

**令和7年(再イ)第24号**

新潟県長岡市希望が丘2丁目3番地2

再生債務者 藤田 翔

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。  
令和7年8月27日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

**給与所得者等再生による再生手続開始**

**令和7年(再イ)第2号**

福島市笹木野字西萱場9番地の1

再生債務者 藤田 元昭

- 1 決定年月日時 令和7年8月26日午前11時
- 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年9月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年10月7日から令和7年10月21日まで

福島地方裁判所

### 給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

#### 令和6年(再口)第5号

東京都八王子市八日町9番2-1013号  
再生債務者 秋元 道二

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月25日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月17日まで  
令和7年8月27日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

#### 令和7年(再口)第1号

石川県金沢市長田町3番5号 エスポワール205号(従前の住所金沢市二口町イ23番地1)  
再生債務者 井上 慧

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年8月22日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月22日まで  
令和7年8月27日 金沢地方裁判所民事部

#### 令和7年(再口)第7号

大阪府枚方市町楠葉2丁目23番6号  
再生債務者 江川 光二

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月29日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年9月24日まで  
令和7年8月26日

大阪地方裁判所第6民事部

### 所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。

#### 令和7年(チ)第27号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所  
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之

住所 不明  
(亡横山英雄の最後の住所) 神戸市兵庫区下沢通4丁目7番10号

(不動産登記記録上の住所) 神戸市兵庫区下沢通4丁目7番10号

所有者 亡横山英雄相続財産

届出期間満了日 令和7年10月22日

令和7年8月22日 神戸地方裁判所

(別紙) 物件目録

- 1 所在 神戸市兵庫区下沢通4丁目  
地番 7番9  
地目 宅地  
地積 90.21平方メートル

- 2 所在 神戸市兵庫区下沢通4丁目7番地9  
家屋番号(未登記)  
種類 居宅  
構造 平家建(詳細不明)  
床面積 約67.45平方メートル

#### 令和7年(チ)第7号

三重県桑名市中央町2丁目37番地

申立人 桑名市

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 桑名市大字五反田583番地1、桑名市大字五反田583番地の1

所有者 江本湧一こと 李 湧一

届出期間満了日 令和7年10月14日

令和7年8月22日 津地方裁判所四日市支部

(別紙) 物件目録

- 1 所在 桑名市大字額田字堤外  
地番 1627番8  
地目 田  
地積 73平方メートル
- 2 所在 桑名市大字志知字若ノ田  
地番 4074番  
地目 田  
地積 1851平方メートル
- 3 所在 桑名市大字大福字太夫殿給  
地番 258番1  
地目 宅地  
地積 102.87平方メートル
- 4 所在 桑名市大字五反田字諸土山  
地番 1429番3  
地目 宅地  
地積 163.89平方メートル

5 所在 桑名市大字五反田字諸土山  
地番 1264番3  
地目 宅地

地積 192.47平方メートル

6 所在 桑名市大字五反田字諸土山

地番 1264番4

地目 宅地

地積 192.61平方メートル

7 所在 桑名市大字五反田字諸土山

地番 1264番5

地目 宅地

地積 171.76平方メートル

8 所在 桑名市大字五反田字南貝戸

地番 2259番

地目 畑

地積 268平方メートル

9 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 569番1

地目 田

地積 297平方メートル

10 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 570番1

地目 田

地積 138平方メートル

11 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 571番

地目 田

地積 796平方メートル

12 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 572番

地目 田

地積 317平方メートル

13 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 573番

地目 田

地積 320平方メートル

14 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 574番

地目 田

地積 290平方メートル

15 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 575番1

地目 田

地積 307平方メートル

16 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 576番

地目 宅地

地積 300.00平方メートル

17 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 577番1

地目 宅地

地積 89.00平方メートル

18 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 578番

地目 田

地積 119平方メートル

19 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 579番

地目 田

地積 134平方メートル

20 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 581番1

地目 宅地

地積 122.31平方メートル

21 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 581番2

地目 宅地

地積 1814.00平方メートル

22 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 582番

地目 宅地

地積 386.77平方メートル

23 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 583番2

地目 宅地

地積 694.21平方メートル

24 所在 桑名市大字五反田字西新田

地番 583番6

地目 田

地積 595平方メートル

25 所在 桑名市大字芳ヶ崎字古屋敷

地番 488番1

地目 原野

地積 69平方メートル

26 所在 桑名市大字芳ヶ崎字古屋敷

地番 489番1

地目 田

地積 280平方メートル

27 所在 桑名市大字芳ヶ崎字古屋敷

地番 490番1

地目 田

地積 373平方メートル

28 所在 桑名市大字芳ヶ崎字古屋敷

地番 551番

地目 田

地積 158平方メートル

29 所在 桑名市大字五反田字西新田583番地6、583番地2、581番地1、581番地2、576番地  
家屋番号 583番6  
種類 工場  
構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建  
床面積 1階 646.02平方メートル  
2階 35.10平方メートル  
(附属建物の表示)  
符号1  
種類 倉庫  
構造 鉄骨造スレート葺平家建  
床面積 445.26平方メートル  
符号2  
種類 工場  
構造 鉄骨造スレート葺平家建  
床面積 738.30平方メートル  
符号3  
種類 寄宿舍  
構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建  
床面積 159.14平方メートル  
30 所在 桑名市大字五反田字西新田582番地、581番地2  
家屋番号 582番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 87.47平方メートル  
2階 29.69平方メートル  
(附属建物の表示)  
符号1  
種類 居宅  
構造 軽量鉄骨造スレート葺平家建  
床面積 118.84平方メートル  
令和7年(子)第47号  
大阪府寝屋川市南水苑町16番27号  
申立人 長瀬 耕治  
大阪市中央区大手前1丁目7番31号  
申立人 大手前医療経営有限公司  
(亡林和子の不動産登記記録上の住所) 大阪府寝屋川市大利町19番5号  
所有者 亡林和子相続財産  
届出期間満了日 令和7年10月14日  
令和7年8月21日 大阪地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
1 所在 寝屋川市大利町  
地番 156番4  
地目 宅地  
地積 42.01平方メートル

2 所在 寝屋川市大利町156番地4  
家屋番号 585番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺平家建  
床面積 33.58平方メートル  
所有者不明土地管理命令に関する異議の催告  
次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。  
令和7年(子)第2号  
北海道川上郡標茶町字多和472番地9  
申立人 株式会社エフシーエス  
住所・居所 不明  
(不動産登記記録上の住所) 愛知県小牧市多気西町165番地  
所有者 鈴木 宏  
届出期間満了日 令和7年10月24日  
令和7年8月22日 釧路地方裁判所  
(別紙) 物件目録  
所在 北海道川上郡標茶町字多和  
地番 427番2  
地目 原野  
地積 22868平方メートル  
令和7年(子)第5号  
富山県南砺市荒木1550  
申立人 南砺市長 田中 幹夫  
住所・居所 不明  
(最後の住所) 富山県南砺市山見1677番地  
所有者 亡山崎健三相続財産  
届出期間満了日 令和7年10月21日  
令和7年8月21日 富山地方裁判所高岡支部  
(別紙) 物件目録  
所在 南砺市山見  
地番 1270番1  
地目 田  
地積 944平方メートル  
令和7年(子)第5号  
岐阜市粟野西8丁目15番地  
申立人 衣笠 正利  
住所・居所 不明  
共有者(不動産登記記録上の所有者 亡野沢善六承継人) 野澤三之丞  
届出期間満了日 令和7年10月21日  
令和7年8月21日 岐阜地方裁判所

(別紙) 物件目録  
1 所在 岐阜市粟野西八丁目  
地番 15番  
地目 宅地  
地積 297.52平方メートル  
共有者(不動産登記記録上の所有者 亡野沢善六承継人) 野澤三之丞の持分 4分の1  
2 所在 岐阜市粟野西八丁目  
地番 16番  
地目 宅地  
地積 66.11平方メートル  
共有者(不動産登記記録上の所有者 亡野沢善六承継人) 野澤三之丞の持分 4分の1  
令和7年(子)第4号  
愛媛県今治市五十嵐丙393番地4第2五十嵐台団地  
申立人 小田 恒子  
住所・居所(最後の住所) 愛媛県今治市立花町一丁目8番2号  
(不動産登記記録上の住所) 越智郡吉海町大字田浦407番地  
所有者 織田喜代利  
届出期間満了日 令和7年10月21日  
令和7年8月21日 松山地方裁判所今治支部  
(別紙) 物件目録  
1 所在 今治市吉海町田浦  
地番 407番  
地目 宅地  
地積 188.51平方メートル  
所有者不明建物管理命令に関する異議の催告  
次の申立人から別紙物件目録表示の建物について所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることとなります。  
令和7年(子)第5号  
愛媛県今治市五十嵐丙393番地4第2五十嵐台団地  
申立人 小田 恒子  
住所・居所(最後の住所) 愛媛県今治市立花町一丁目8番2号  
(不動産登記記録上の住所) 越智郡吉海町大字田浦407番地  
所有者 織田喜代利  
届出期間満了日 令和7年10月21日  
令和7年8月21日 松山地方裁判所今治支部

(別紙) 物件目録  
1 所在 今治市吉海町田浦 407番地  
家屋番号 407番  
種類 居宅  
構造 木造瓦葺2階建  
床面積 1階 89.25平方メートル  
2階 46.28平方メートル  
会社その他の公告  
合併公告  
上記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することになりましたので公告します。  
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。  
令和7年9月4日  
東京都新宿区新宿五丁目一八番一〇号ルククハイツ新宿八〇三号  
(甲) 合同会社武蔵野環境都市開発  
代表社員 木村 寛展  
東京都中央区銀座一丁目一五番七号M.A.C.銀座ビル三階  
(乙) 合同会社区ロリアルエステート  
代表社員 木村 寛展  
吸収分割公告  
上記会社は吸収分割して甲はこの航空機等に関する生産技術業務等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継されることになりました。  
効力発生日は令和7年十一月一日であります。  
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出下さい。  
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。  
(甲) 確定した最終事業年度はありません。  
(乙) <http://www.khi.co.jp/corp/kge/>  
令和7年9月4日  
岐阜県各務原市川崎町一番地  
(甲) 川崎重工航空宇宙プロダクションテクノロジー株式会社  
代表取締役 松田 光司  
岐阜県各務原市川崎町一番地  
(乙) 川重岐阜エンジニアリング株式会社  
代表取締役 永森 久幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するBabcoc k Capital合同会社(住所 東京都港区南青山三丁目一番三六号六F)に対して当社の不動産の賃貸業及び投資業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和七年九月四日

東京都港区六本木七丁目七番七号八階 E P I C合同会社 代表社員 榎本 哲也

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。組織変更後の商号は株式会社愛の手とします。効力発生日は令和七年十一月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年八月二十七日に終了しております。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。令和七年九月四日

北海道北広島市大曲南ヶ丘四丁目一四番地五 合資会社愛の手 代表社員 雑賀 照美

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 千葉県船橋市本町三丁目一九番二号 合同会社K・Iパートナーズ 代表社員 小山 寿雄

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 東京都港区元赤坂一七七一〇グラントメゾン元赤坂九〇三 合同会社S T D 代表社員 上之園真以

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 山梨県甲斐市篠原七九番地六 合同会社中込組 代表社員 中込 純

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 愛知県碧南市新川町四丁目六七番地エスタシオン新川三〇二号 合同会社New Hope 代表社員 徳島富士生

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 三重県四日市市元町七番八号元町エステイ二二〇三 K K P合同会社 代表社員 藤井 啓太

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 福岡県福岡市城南区神松寺二一三一一五二〇一 合同会社リバーウエーブ 代表社員 川波 力

組織変更公告

当社は、株式会社組織変更することいたしました。この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年九月四日 沖縄県那覇市字上間五四七番地五 合同会社K T 代表社員 田中 健

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五百万円とするにいたしました。効力発生日は令和七年十月十五日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、確定した最終事業年度はありません。令和七年九月四日

茨城県常陸太田市真弓町九二〇番地五 株式会社深谷自動車 代表取締役 深谷 悠太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百一十一万一千円減少し、減少する資本金の額のうち一千六百六千三百二十二円を資本準備金とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年八月二十一日 掲載頁 八頁 令和七年九月四日 東京都豊島区東池袋三丁目二番一八号第一等原ビル三〇三三号 e m o l株式会社 代表取締役 千頭 沙織

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千万円減少し一億円とすることにいたしました。効力発生日は令和七年十月三十一日であり、株主総会の決議は令和七年八月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。 https://www.ti.co.jp/pages/9/#block355 令和七年九月四日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号 東京国際埠頭株式会社 代表取締役 森 達郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。令和七年九月四日 山形県天童市糠塚二丁目一番一 株式会社多田木工製作所 代表取締役 多田 順一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。令和七年九月四日

東京都千代田区神田佐久間町四丁目一八番地 新邦工業株式会社 代表取締役 垣内 成世

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。令和七年九月四日

東京都江戸川区中央四丁目一七番一 永代リースシステム株式会社 代表取締役 大日向かおる

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年九月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することいたしましたので公告します。なお、同日に当社の株券は無効となります。令和七年九月四日

名古屋市中千種区唐山町三丁目五番地 株式会社大和館 代表取締役 水野 雪絵

債権申出の公告(第三回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年九月一日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年九月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。令和七年九月四日

埼玉県川越市南台一丁目三番二 アドラゴスファーマ川越株式会社 規約型確定給付企業年金清算人 後藤 教代